

令和3年1月21日

【照会先】

福井労働局労働基準部監督課

課長

森 健太

過重労働特別監督監理官

高橋 昌哉

(かとく監理官)

(電話) 0776 (22) 2652

報道関係者 各位

令和3年4月1日から 36協定届等の様式が新しくなります

令和3年4月1日から36協定届等の押印・署名が廃止となり、様式が改正されます。また、電子申請に必要な電子署名等も廃止となります。福井労働局ではホームページや各種説明会の機会等を通じて周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、改めて電子申請の利用促進についても併せて周知を行います。

福井・武生・敦賀・大野の各労働基準監督署においては、新しい36協定届等の書き方を含めた働き方改革全般について、労働時間相談・支援の窓口を設けておりますのでご活用ください。

● 様式の改正内容

36協定届等における押印・署名の廃止等

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届、変形労働時間制に関する協定届等について、使用者の押印および署名が不要となります。
※使用者や協定当事者の記名はしていただく必要があります。
※対象となる様式は別添1の改正様式一覧を参照。
- ▶ 電子申請においては、電子署名・電子証明書の添付が不要となります。

36協定等の協定当事者に関するチェックボックスの新設

- ▶ 36協定などの労使協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※1)についてのチェックボックス(※2)が新設されます。
※1労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者。
※2様式により、チェックボックスの内容が異なります。(別添2の記載内容を参照)
※旧様式で届出ることも可能ですが、チェックボックスの内容の追記又は別紙で添付することが必要です。
- ▶ チェックボックスにチェックがない場合は、形式上の要件に適合している協定届等とはなりません。

● 新様式のダウンロード

☞ 36協定届等各種様式のダウンロード

労働基準関係主要様式



検索



●添付資料

別添1 改正様式一覧

別添2 チェックボックスの記載内容

●参 考

- ① 2021年4月～ 36協定届が新しくなります（リーフレット）
- ② 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関するQ&A
- ③ 労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう！（リーフレット）
- ④ 働き方改革を支援します（リーフレット）

改正様式一覧

○労働基準法施行規則

様式	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックスが新設されるもの
様式第1号	貯蓄金管理に関する協定届	○
様式第2号	解雇制限・解雇予告除外認定申請書	
様式第3号	解雇予告除外認定申請書	
様式第3号の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第3号の3	清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届	○
様式第4号	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第5号	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届	○
様式第6号	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届	
様式第9号	時間外労働・休日労働に関する協定届	○
様式第9号の2	時間外労働・休日労働に関する協定届 (限度時間を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合(特別条項))	○
様式第9号の3	時間外労働・休日労働に関する協定届(新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合)	○
様式第9号の4	時間外労働・休日労働に関する協定届(適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合)	○
様式第9号の5	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る場合)	○
様式第9号の6	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	○
様式第9号の7	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	○
様式第10号	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	
様式第11号	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書	
様式第12号	事業場外労働に関する協定届	○
様式第13号	専門業務型裁量労働制に関する協定届	○
様式第13号の2	企画業務型裁量労働制に関する決議届	○
様式第13号の4	企画業務型裁量労働制に関する報告	
様式第13号の5	休憩自由利用除外許可申請書	
様式第14号	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	
様式第14号の2	高度プロフェッショナル制度に関する決議届	○
様式第14号の3	高度プロフェッショナル制度に関する報告	
様式第14号の4	職業訓練に関する特例許可申請書	
様式第15号	業務傷病に関する重大過失認定申請書	

様式第 23 号の 2	適用事業報告	
様式第 24 号	預金管理状況報告	

○事業附属寄宿舎規程

様式	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックスが新設されるもの
様式第 1 号	寄宿舎設置・移転・変更届	
様式第 3 号	事業附属寄宿舎規程第三十六条による適用特例許可申請書	
様式第 4 号	事業附属寄宿舎規程第二章適用除外許可申請書	

○年少者労働基準規則

様式	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックスが新設されるもの
様式第 1 号	使用許可申請書	
様式第 3 号	交替制による深夜業時間延長許可申請書	
様式第 4 号	帰郷旅費支給除外認定申請書	

○建設業附属寄宿舎規程

様式	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックスが新設されるもの
別記様式	寄宿舎設置・移転・変更届	

○最低賃金法施行規則

様式	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックスが新設されるもの
様式第 1 号	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 2 号	試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 3 号	基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 4 号	軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第 5 号	断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	

チェックボックスの記載内容

<留意事項>

- * 改正前の労働基準法施行規則に基づく様式（以下「旧様式」という）を使用する場合には、旧様式に協定当事者に関するチェックボックスの記載を直接追記するか、チェックボックスの記載を転記した本紙を添付して届け出ることができます。
- * 本紙を添付して届け出る場合には、届け出る省令様式に対応するチェックボックスにチェックした上で、それ以外のチェックボックスの記載部分に斜線を引くなどしてください。

○様式第1号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

○様式第3号の2、第4号、第5号、第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5、第12号、第13号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であるが、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

○様式第9号の6、第13号の2、第14号の2

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であるが、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

○様式第9号の7

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

- 劳働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

- 36協定の適正な締結に向けて、劳働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※劳働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者



36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること



過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？

公布日

施行日

2020/12/21

2020/12/22

2021/3/31

2021/4/1

旧様式

旧様式

新様式

新様式により届け出ることもできます。

※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることもできます。(裏面を参照)



時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

- ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入

電子申請による
届出が可能

- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出

- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

労働者代表



使用者



労働基準監督署



①合意のうえ、締結

36協定
(労使協定)

③36協定届を届出

36協定届

②36協定（労使協定）の
内容を36協定届に記入

④労働者に周知

36協定届様式のダウンロード



労働基準関係主要様式

検索

そのまま出せる36協定届を作成



スタートアップ労働条件 検索

36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

3 6協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

◆3 6協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出してください。

3 6協定届(本様式)を用いて3 6協定を締結することもできます。

その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆3 6協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届 休日労働																
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間								
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)				〇〇〇〇年4月1日から1年間								
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を 超える時間数	1日	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)						
							法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)							
							1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	〇〇〇〇年4月1日						
							受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
							製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
							臨時の受注・納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
							月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
							棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
							事由は具体的に 定めてください。	業務の範囲を細分化し、 明確に定めてください。				1日の法定労働時間を超 える時間数を定めてく ださい。	1か月の法定労働時間を超 える時間数を定めてく ださい。①は45時間以内、②は42時間以内です。			1年の法定労働時間を超 える時間数を定めてく ださい。①は360時間以内、 ②は320時間以内です。
							休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)		所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		
受注の集中	設計	10人		土日祝日		1か月に1日	8:30~17:30									
臨時の受注・納期変更	機械組立	20人		土日祝日		1か月に1日	8:30~17:30									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																
協定の成立年月日 〇〇〇〇年3月12日																
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 検査課主任 氏名 山田花子 管理監督者は労働者代表にはなれません。																
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)																
〇〇〇〇年3月15日 旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。																
使用者 職名 工場長 氏名 田中太郎 協定書を兼ねる場合には、使用者の 署名又は記名・押印などが必要です。																

労働基準法施行規則等の一部を
改正する省令に関するQ & A
～行政手続における押印原則の見直し～

令和2年12月
厚生労働省労働基準局

<目 次>

(注) 本文中の略称は、以下によっています。

「労基則等」…労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）、事業附属寄宿舎規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）、年少者労働基準規則（昭和 29 年労働省令第 13 号）、最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）及び建設業附属寄宿舎規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）

「届出等」…労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の規定に基づく許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告

1 押印及びチェックボックス関係

番号	質問内容	頁
1－1	改正前の労基則等に定める様式（以下「旧様式」といいます。）と改正後の労基則等に定める様式（以下「新様式」といいます。）のどちらを用いて届出等を行うべきでしょうか。	3
1－2	いつから使用者や労働者の押印又は署名がなくとも届出等が可能となりますか。	3
1－3	就業規則の意見書、寄宿舎規則にかかる同意書における労働者の押印又は署名も不要になりますか。	4
1－4	施行日以降に旧様式で届出等を行うことはできますか。その際の留意事項はありますか。	4
1－5	協定書や決議書における労使双方の押印又は署名は今後も必要ですか。	4
1－6	協定届や決議届において、協定当事者が過半数労働組合である場合、新設されるチェックボックス両方にチェックがないと形式上の要件に適合していないことになりますか。	5

2 電子申請関係

番号	質問内容	頁
2－1	施行日以降は、電子申請で提出する際の電子署名・電子証明書の取扱いはどのようにになりますか。	5

1 押印及びチェックボックス関係

番号	質問内容
1－1	<p>(Q) 改正前の労基則等に定める様式（以下「旧様式」といいます。）と改正後の労基則等に定める様式（以下「新様式」といいます。）のどちらを用いて届出等を行うべきでしょうか。</p> <p>(A) 様式の新旧については、届出日が施行日（令和3年4月1日）の前後いずれかによって判断されます。届出日が令和3年3月31日以前であれば、令和3年4月1日以降の期間を定める協定であっても、原則、旧様式を用いることとなります。</p> <p>しかし、届出日が令和3年3月31日以前であっても、新様式を用いることを妨げるものではありません。その場合は、協定当事者の適格性にかかるチェックボックスにチェックする必要はありませんが、使用者の記名押印又は署名は必要です。</p> <p>なお、令和2年8月11日付け基発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」で示しているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和3年3月31日以前であっても、使用者や労働者の押印又は署名がなくとも提出することができます。</p> <p>また、令和3年4月1日以降に旧様式を用いる場合における留意事項については、Q 1－4をご参考ください。</p> <p>※ 新様式は以下のURLからダウンロードしていただけます。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/index.html</p> <p>※ 36 協定届の新様式の記載例は以下のURLからご覧いただけます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf</p>
1－2	<p>(Q) いつから使用者や労働者の押印又は署名がなくとも届出等が可能となりますか。</p> <p>(A) 施行日以降に届出等を行う場合は、使用者や労働者の押印又は署名をする必要はなく、記名のみで届出等が可能となります。</p> <p>なお、Q 1－1の「なお書き」のとおり、令和3年3月31日以前であっても、使用者や労働者の押印又は署名がなくとも提出することができます。</p>

1－3	<p>(Q) 就業規則の意見書や寄宿舎規則にかかる同意書における労働者の押印又は署名も不要になりますか。</p> <hr/> <p>(A) 今般の改正により、就業規則の意見書や寄宿舎規則にかかる同意書における労働者の押印又は署名も不要となります。</p> <p>なお、Q 1－1 の「なお書き」のとおり、令和3年3月31日以前であっても、労働者の押印又は署名がなくとも提出することができます。</p>
1－4	<p>(Q) 施行日以降に旧様式で届出等を行うことはできますか。その際の留意事項はありますか。</p> <hr/> <p>(A) 施行日以降も、当分の間、旧様式を用いることができます。</p> <p>旧様式を用いる場合は、以下の点に留意する必要があります。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 旧様式の押印欄を取り消し線で削除する ② 協定届・決議届については、旧様式に、協定当事者の適格性にかかるチェックボックスの記載を直接追記する、または同チェックボックスの記載を転記した紙を添付する <p>ことが必要です。</p> <p>また、施行日以降に協定届・決議届を届け出る場合は、同チェックボックスにチェックがないと、形式上の要件に適合している協定届・決議届とはなりません。</p> <p>※ チェックボックスの記載を転記した紙は、以下のURLの通知の別添2をご参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000708982.pdf</p>
1－5	<p>(Q) 協定書や決議書における労使双方の押印又は署名は今後も必要ですか。</p> <hr/> <p>(A) 協定書や決議書における労使双方の押印又は署名の取扱いについては、労使慣行や労使合意により行われるものであり、今般の「行政手続」における押印原則の見直しは、こうした労使間の手続に直接影響を及ぼすものではありません。</p> <p>引き続き、記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法で締結していただくようお願いします。</p>

1－6	<p>(Q) 協定届や決議届において、協定当事者が過半数労働組合である場合、新設されるチェックボックス両方にチェックがないと形式上の要件に適合していないことになりますか。</p> <p>(A) 今般の改正により、以下2つのチェックボックスが新たに設けられました。</p> <p>① 様式に記載のある労働組合が、事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合であるか、又は労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であるか</p> <p>② 過半数代表者と締結した場合に、当該過半数代表者が管理監督者ではなく、かつ選出方法が適正であるか</p> <p>協定当事者が過半数労働組合である場合は、①のチェックボックスのみにチェックをすれば、形式上の要件に適合する協定届・決議届となります。</p> <p>協定当事者が過半数代表者である場合は、①②両方のチェックボックスにチェックしないと、形式上の要件に適合する協定届・決議届にはなりません。</p>
-----	--

2 電子申請関係

2－1	<p>(Q) 施行日以降は、電子申請で提出する際の電子署名・電子証明書の取扱いはどのようにになりますか。</p> <p>(A) 施行日以降は、労基則等に規定する届出等及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第2項に規定する認定の申請及び第14条第2項に規定する確認の申請をe-Govで提出する場合には、電子署名・電子証明書の添付は不要となり、入力フォーマットに提出する者の氏名を記載することで提出することができます。</p>
-----	---

労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

● 労働基準法に定められた届出 51種類

時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)
就業規則(変更)届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

● 最低賃金法に定められた申請 9種類

最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

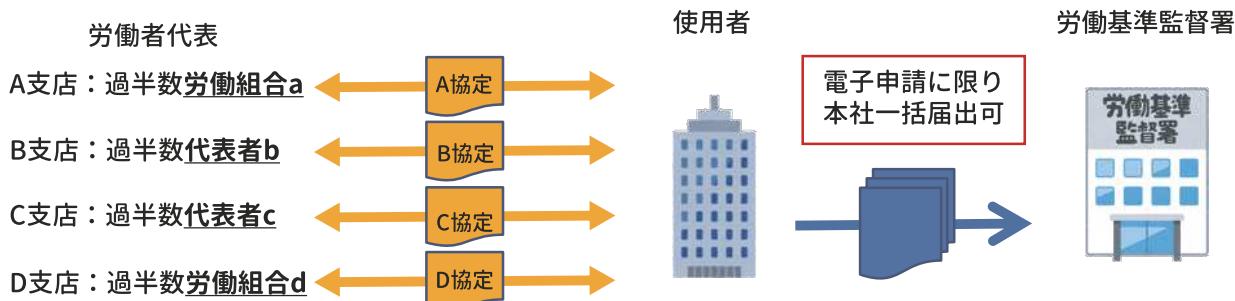


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

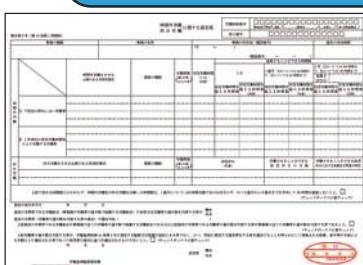
令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。

申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから
電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

- ホームページは



を検索してください。

電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、[e-Gov](#)で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

- ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



- 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>
「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

労働基準監督署・ふくい働き方改革推進支援センターが

働き方改革を支援します。

事業主のお悩みに、**労働基準監督署とふくい働き方改革推進支援センター**が**無料**で電話・個別訪問などによる労務管理の点検・相談・アドバイスを行います。



残業時間を減らしたいとは思うけど、どうすればいいんだろう？

人材不足の解消のために業務を見直して職場定着率を上げたいが…

うちの会社の労働時間制度はこのままでいいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署又はふくい働き方改革推進支援センターにお問合せ下さい。



各相談窓口とお問い合わせ先

◆県内の労働基準監督署 (受付時間：8:30～17:15 土・日・祝祭日を除く)

福井労働基準監督署	福井市開発1丁目121番地5	☎ 0776-54-6167
武生労働基準監督署	越前市中央1丁目6番4号	☎ 0778-23-1440
敦賀労働基準監督署	敦賀市鉄輪町1丁目7番3号	☎ 0770-22-0745
大野労働基準監督署	大野市弥生町1番31号	☎ 0779-66-3838

◆ふくい働き方改革推進支援センター (受付時間：9:00～17:00土・日・祝祭日を除く)

福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階
フリーダイヤル 0120-14-4864 メール✉ soudan@tsubokawa.jp



福井労働局 福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署